

## 自主防災組織等による災害時応急給水の実施に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震等災害により断水した場合に、自主防災組織等が行う応急給水拠点の開設について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織等 川崎市自主防災組織育成指導要綱（昭和58年4月15日57川土防第575号）第3条の規定により認定された自主防災組織及び川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例（平成23年川崎市条例第12号）第2条第3号の避難所運営会議をいう。

(2) 応急給水拠点の開設 応急給水拠点において応急給水資器材を組み立て、又は組立てが不要な応急給水拠点の入口を開錠し、応急給水を行うことをいう。

### (対象)

第3条 自主防災組織等が応急給水拠点の開設を行うことができる対象は、災害対策用貯水槽を備えた応急給水拠点、配水池・配水塔を利用した応急給水拠点及び東京都長沢浄水場応急給水施設とし、自主防災組織等は、当該自主防災組織等の活動区域内又はその周辺地域において応急給水拠点の開設を行うものとする。

### (届出)

第4条 応急給水拠点の開設を行う自主防災組織等は、応急給水拠点開設に関する届出書（第1号様式）を上下水道事業管理者に提出し、応急給水拠点の開設の届出を行うものとする。

2 自主防災組織等は、前項の規定による届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに、応急給水拠点開設に関する変更届（第2号様式）を上下水道事業管理者に提出し、その内容を届け出なければならない。

3 第1項に規定する届出を行う場合及び前項の規定により災害対策用給水装置格納庫の鍵又は応急給水拠点入口における施錠装置を開錠するための暗証番号（以下「鍵等」という。）の管理者を変更する旨の届出をする場合においては、鍵等の管理者となる者の運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他の身分を証する書類の写しを併せて提出するものとする。

（研修）

第5条 上下水道事業管理者は、自主防災組織等に応急給水拠点の開設手順等必要な技能を習得させるため、組立て・給水研修又は応急給水訓練（以下「研修」という。）を実施する。

2 前条第1項に規定する届出を行った自主防災組織等は、前項の研修を受講しなければならない。

3 自主防災組織等は、前項の規定により研修を受講した後においても、第1項の研修を年1回以上受講するものとする。

（鍵等の貸与等）

第6条 上下水道事業管理者は、前条第2項の規定により研修を受講した自主防災組織等に対し、鍵等を貸与する。

2 鍵の管理者は、紛失等しないよう鍵の管理に努め、鍵を地震等災害時の応急給水拠点の開設及び研修以外の目的に使用し、又は上下水道事業管理者が特に認める場合を除き、複製し、譲渡し、若しくは転貸してはならない。

3 暗証番号の管理者は、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を講じるものとし、暗証番号を地震等災害時の応急給水拠点の開設及び研修以外の目的に使用してはならない。

(応急給水拠点の開設等)

第7条 自主防災組織等は、地震等災害により活動区域内又はその周辺地域で断水が生じた場合、自己の判断により応急給水拠点の開設を行うものとする。

2 自主防災組織等は、前項の開設を行ったときは、速やかに、その旨を上下水道局及び活動区域を所管する区役所に連絡しなければならない。

3 自主防災組織等は、地域住民への応急給水作業を行うとともに、応急給水拠点の施設等の保全と周囲の安全確認に努めなければならない。

4 自主防災組織等は、応急給水拠点内の水がなくなったときは、応急給水作業を終了し、応急給水拠点の開設を行う前の状態に戻した上で、速やかに、その旨を上下水道局及び活動区域を所管する区役所に連絡しなければならない。

5 自主防災組織等は、周囲の状況その他の事情により応急給水作業を中断し、又は終了したときは、応急給水拠点の開設を行う前の状態に戻し、速やかに、その旨を上下水道局及び活動区域を所管する区役所に連絡しなければならない。

(開設の辞退)

第8条 自主防災組織等は、応急給水拠点の開設を行うことを辞退する場合は、速やかに、応急給水拠点開設に関する辞退届（第3号様式）を上下水道事業管理者に提出し、鍵等を返却しなければならない。

(損害賠償)

第9条 自主防災組織等は、自己の責めに帰すべき事由により、応急給水拠点に関する施設、資器材及び鍵を破損若しくは滅失した場合、又は暗証番号を外部へ漏えいした場合は、これに伴う損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。